

女性の権利確立要望書

2012.9.4

私たち売買春問題とりくむ会は、売春防止法を獲得した団体の後身組織です。厚生労働省が法改正・再検討を始めたと聞き、先ごろ女性福祉拡充要望書を提出しました。厚生労働省の担当部分は第四章ですので、他の多くの部分に責任を持つ法務省に次のように要望いたしました。

要望事項

一、検討にあたっては国連女性差別撤廃委員会の勧告を全面実施する立場でおこなうこと。

一、売春防止法は売春女性に重い負担をかけている。スウェーデンのよう買春男性を处罚の対象とし、性を売る女性は支援の対象にする。かつての売春対策審議会において、女性委員たちはニューヨーク州法の買春男性处罚を主張したが、容れられなかつた。

一、売春防止法十二条の売春をさせる業の規定の構成要件を簡便にして「人に売春をさせるもの」とする。处罚は現行より重くすること。

一、街娼处罚の対象としないから、婦人補導院はなくす。第三章の補導处分は全面削除する。

一、現在、日本の法体系の中で「公娼制度」は復活している。新しい法律では現行の性風俗特殊営業と公認の性産業の存在は否定されるべきであり、公認の紅燈街、買春街はあつてはならない。

一、強かん罪の刑の引き上げ。現行の強盗の法律により強かんの法定刑下限が低いとは人権無視の規定である。新たな法体系は性を人権としたとらえ方であるべきである。

一、性的合意年齢の引き上げ。せめて民法における女性の結婚年齢まで引き上げること（民法における結婚年齢の男女差はここでは描く）

一、近親かんの規定を設ける。児童施設や婦人保護施設の利用者には近親かんの被害者がかなり存在する。家庭内の悲劇を防ぐためにも法律は必要である。

一、親告罪をはずす。強かんその他の性的虐待は殺人行為である。

一、国外犯規定を多く設けること。国際化が進み、交流が盛んな現在、日本国民が、海外で犯罪を犯すこと多く生じる。新規立法には国外犯規定を設けて国家の方針を樹立するべきである。

厚生労働省へ法改正（新法制定）を要望したこと、法務省に女性の人権確立のための刑法改正はじめ法制定を求める行動をとることにして、九月四日午後、実践した。一階の会議室で、法務省刑事局付千葉陽一、田中宏幸、矯正局矯正課処置第二・三係専門官大茂矢心一、刑事局公安課薬物暴力係長桜谷さと子、公安課外事風紀係長尾塚松樹の五氏と面会した。

まずとりくむ会側から、厚労省への要望行動から法務省への要望が必要であるとの認識で今回の行動になつた。資料のなかにある当会のニュースや、性的搾取を許さない女性の人権確立をめざす法制定を求める請願書をお読みいただきたい。

現行の法制や行政が女性の権利を真に守っていないといふ立場で行動している。社会が変化しているのに、女性の人権の見地からは遅れている。古い制度を改革するのに今は好機である。

強制売春を目的に外国人女性を日本へ容易に入国させられるために、外国人女性と日本男性との偽装結婚を引き続き利用した。日本の組織犯罪集団（ヤクザ）が、直

接的にも間接的にも、日本における人身売買の一部に関与している。人身売買業者は、借金による束縛、暴

力や強制送還の脅し、恐喝、被害者を支配するためのそ

N.G.O.によると、人身売買業者が被害者に植え付けられた政府当局に対する恐怖感によって、逮捕され罰せられるなど、逮捕され罰せられることがあります。

この在留資格や日本への入国手

法の制定を行う。強制労働

の事案を捜査、起訴し、懲

罰する。人身売買されたこと

に直接起因する違法行為を

犯したことで、人身売買被

害者が罰せられるなどのな

ども、法務省では、売春防

止法に触れ、売る側のみを

罰している片罰法について

どう思うかの問い合わせをしてお

いています。」と

法務省官房秘書課国際室室長である。このような感覚

の持ち主たちにこの国の法

は任せられているのだ。

法務省との面会とりつけ

も簡単ではなかつた。私た

ちの要望文書を受取つてほ

しいと申し出ると「面会人

三人、十五分」との返事。

「五人、三十分」を要求した。

今後も要求しつづけ女性の

人権確立を実現していきた

い。（事務局 高橋）

すんでいるかに思うが。

これら提言問い合わせに

対して、千葉氏が女性に對

する暴力専門調査会や男女

共同参画基本計画にかかわ

る立場から主として応答。

内閣府の女性に対する暴

力専門調査会では審議中で

ある。法務省としては大臣

のものとで検討中である。別

に内閣府としてまとめてい

るが、ここでは答えられない

（両者で調整しているの

かとの問い合わせ）。

強かん罪の刑の引き上げは女性に対する暴力専門調査会でも検討されている（途中経過は未発表である）。

売買春問題ととりくむ会ニュース

発行所 売買春問題ととりくむ会
〒169-0073 東京都新宿区百人町2-23-5
矯風会館3F
TEL / FAX (03) 5386-4041
E-mail torikumukai@yahoo.co.jp
振替 00170-9-31099
創刊 1973年2月1日

女性差別撤廃、 女性の人権確立をもとめる要望書

2012.9.24

私たち売買春問題ととりくむ会は、売春防止法を実現した団体の後身組織です。第三次男女共同参画基本計画の実施に伴い、厚生労働省が婦人保護事業の根拠法である売春防止法について、検討会を設置し用語も含めて見直しの作業に入ったこと、法務省が平成二七年をめどに売春防止法の改正に関する検討を開始したことを受け、とりくむ会として検討にあたって、所管担当である厚生労働省には「女性福祉拡充要望書」を、法務省には「女性の人権確立要望書」を提出し要望をおこないました。

第三次基本計画には、第九分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の五において、売春への対策推進のための三項目の具体化を掲げています。該当する法律としては売春防止法がありますが、この法律は、制定以来改正がされずに今日に至っています。反面、性犯罪や家族間の性暴力など、女性に対する暴力も複雑多様になっています。売春は禁止されなければ、現行法では売春女性に重い負担をかけ、一方で買春男性は処罰されないと不十分な状態で放置されています。とりくむ会は、これまで女性の人権を守る立場から、法制度の抜本的改善を求めてきました。

今回の法改正が、日本における女性差別の根絶と実現上の男女平等・女性の人権の確立に向けた、実効性のあるものとなるよう、男女共同参画を推進する内閣府男女共同参画局にたいして、次のこととを要望いたします。

一、法改正や婦人保護事業の見直しなど関連する課題の検討にあたって、担当省庁および検討会が、国連女性差別撤廃条約及び国連女性差別撤廃委員会の勧告を全面実施する立場で行うよう、徹底すること。

二、第三次男女共同参画基本計画及び男女共同参画会議の女性に対する暴力に関する専門調査会が七月に発表した「女性に対する暴力」を根絶するための課題と対策(性犯罪への対策の推進)の内容が、今回の検討に十分反映されること。

一、女性団体や人権団体など、関係する団体・個人の意見を聞く機会を確保すると同時に実態の把握をおこなうこと。

一、発達段階に応じたジェンダーと人権の視点と科学による性教育を、家庭、学校、地域などあらゆる場で実践することを確保すること。

二〇一二年九月二十四日 売買春問題ととりくむ会

内閣府男女共同参画大臣 中川 正春 様

内閣府男女共同参画局長 佐村 知子 様

◎第三次男女共同参画基本計画の実行を。
◎二〇〇九年のCEDAWによる日本政府報告審議で、とりくみについて各國委員会

の意見を聞く機会を確保すると同時に実態の把握をおこなうこと。

一、第三次男女共同参画基本計画及び男女共同参画会議の女性に対する暴力に関する専門調査会が七月に発表した「女性に対する暴力」を根絶するための課題と対策(性犯罪への対策の推進)の内容が、今回の検討に十分反映されること。

一、女性団体や人権団体など、関係する団体・個人の意見を聞く機会を確保すると同時に実態の把握をおこなうこと。

一、発達段階に応じたジェンダーと人権の視点と科学による性教育を、家庭、学校、地域などあらゆる場で実践することを確保すること。

内閣府男女共同参画局への要望行動

専門調査会報告書を評価して今後の動きを注視し、適応を受けています。

第4回「ボルノ被害と女性・子どもの人権」

時行動していくことが必要である。(新日本婦人の会 平野恵美子)

2012.9.30

今回のシンポジウムは、オーストラリア、韓国、日本で、女性の人権確立への具体的な提言となつて、法改正など指摘がされており、実行がもとめられている。

武川審議官から、以下の立場に立つて、「女性の人権後進国」と言われる日本で、女性の人権確立への大いなる一步になるよう、男女平等を推進する部局である内閣府男女共同参画局宛てにも申し入れを行うことを決め、要望書を作成した。

会のメンバー七人が佐村和子内閣府男女共同参画局長と武川恵子内閣府大臣官房審議官(男女共同参画局担当)と面会、要望書を提出し懇談した。男女共同参画局の四名が同席した。佐村局長は、九月十一日に岡島敦子局長の後を受けて就任したばかりで、とりくむ会やその構成団体について直接紹介するよい機会ともなった。

とりくむ会の高橋喜久江事務局長が要望書の趣旨を説明し、他のメンバーが各団体の活動紹介も含め、以下のような意見述べた。

◇国連女性差別撤廃委員会(CEDAW)の勧告と、第三次男女共同参画基本計画の実行を。

◎日本政府報告審議で、女性に対する暴力への対策について各國委員会

から、法制度はできたが、実際に女性の保護は進んでいないことと問題提起がされ、二七号に要望書全文と要望行動の報告を掲載)。会はさりと受け、売買春問題とともに厚生労働省、九月四日に法務省へ要望書を提出した(ニュース二一六、二一七号に要望書全文と要望行動の報告を掲載)。会はさりと受け、売買春問題とともに厚生労働省が婦人保護事業の根拠法である売春防止法について、検討会を設置し用語も含めて見直しの作業に入ったこと、法務省が平成二七年をめどに売春防止法の改正に関する検討を開始したことを受け、とりくむ会として検討にあたって、所管担当である厚生労働省には「女性福祉拡充要望書」を、法務省には「女性の人権確立要望書」を提出し要望をおこないました。

第三次基本計画には、第九分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の五において、売春への対策推進のための三項目の具体化を掲げています。該当する法律としては売春防止法がありますが、この法律は、制定以来改正がされずに今日に至っています。反面、性犯罪や家族間の性暴力など、女性に対する暴力も複雑多様になっています。売春は禁止されなければ、現行法では売春女性に重い負担をかけ、一方で買春男性は処罰されないと不十分な状態で放置されています。とりくむ会は、これまで女性の人権を守る立場から、法制度の抜本的改善を求めてきました。

今回の法改正が、日本における女性差別の根絶と実現上の男女平等・女性の人権の確立に向けた、実効性のあるものとなるよう、男女共同参画を推進する内閣府男女共同参画局にたいして、次のこととを要望いたします。

◎第三次男女共同参画基本計画及び男女共同参画会議の女性に対する暴力に関する専門調査会が七月に発表した「女性に対する暴力」をテーマに、売買被害」をテーマに、売買春やボルノに関してそれらの背景や法規制のあり方を異なる三か国の実態報道を踏まえ、今後私達が国際的にどう取り組むべきを根絶するための課題と対門調査会が今年七月に発表した「女性に対する暴力」を根絶するための課題と対策へ性犯罪への対策の推進」と題した報告書は、NGOがもとめてきた内容が最も具体的な提言となつており、法改正に生かしてほしい。NGOの意見も十分反映すること。

◇暴力の被害者は、暴力を受けたことに加えて告訴すべきかどうか、何重にも苦しみ。マスコミ含め、被害者やその家族のプライバシーの保護について認識を高めること。

◇性暴力の被害者は、米軍基地の集中する沖縄で格段に多い。親告罪であるために米兵など加害者が処罰されず帰国している。日米地位協定の問題もあるが、ますます刑法の改正を。

◇国際人権規約の完全実施をもとめる要請を行った際、法務省官房秘書課国際室室長は、売春防止法の片断をもとめることを紹介して、高橋事務局長が、矯風会が運営している保護施設に入所している女性の現状について、特に近親間の性暴力による妊娠など悲惨なケースが多いことを紹介して、重要な問題である。

◇国連女性差別撤廃委員会(CEDAW)の勧告と、第三次男女共同参画基本計画の実行を。

◎日本軍「慰安婦」問題で、早稲田のWAMで沖縄の慰安所と米軍の性暴力をテーマに特別展を開催中。行政の方々にぜひ見てほしい。

報告やNGOからの意見徵

りくみについて各國委員会

から、保護事業の充実と現状を改善して運動していくことの必要性を感じた一日であった。この瞬間に大量の子どもボルノが世界中に流れ出している事実を忘れてはいけないと思う。

（慈愛寮 柳瀬由美子）



梁澄子·李容洙·金福童·尹美香



林博史（敬称略） 写真提供：柴洋子

最近の言論状況を憂い、金福童、李容洙両ハルモニの来日を機に東京でも集会を開こうということで九月二一日夜、早稲田奉仕園リバティホールで、緊急集会河野談話見直し論に反撃する名付けて集つた。

ドルゴボール・オースト ラリア・フリンダース大学准教授は「長い間、ご苦労さまだった。国際社会では日本の言い分を信じる人はいない」と発言。林博史関東学院大教授は大量の資料を準備した上で、「強制連行はなし」が繰り返し発言されると世論は正当化されしていく。体験者被害者の発言は重要である。公娼制度

緊急集会 河野談話見直し論に反撃する！

金福童ノ川モニ 東密湯ノ川モニを廻ル

2012. 9. 21

李容洙 ハルモニは妄言ばかりの日本政府、アジア女性基金受人者のリストも出さず一九六五年の日韓文書も未提出。台湾新竹に行かされた。二十年間デモをつづけたが私は歴史の生き証人である。隣国同士、平和的に解決しよう。

尹美香 挺対協代表は韓国にも米軍が来ているし加害

ら出来ることはさておき、改めて韓国女性の活動に意を表す。基地村の女たちとの連帯の実践を知った。日本政府や国会の現状は市民として主権者として非力を痛感しているが、きらめきずして実行していくことにつなげる緊急集会でござつた。

(橋) めつりふ。あして、状況に女性が敬意を持つ。

第二部はハルモニたちの発言。金福童ハルモニは村で割当てられて性奴隸にされた。十四歳のとき軍服製作の仕事といわれたのに慰安所へ連れられた。第十五師団でアジア各地へ八年も。解放も知らず軍病院に行く。かつての天皇制国家の責任だが生きた証拠がここにいる。被害者が生存中に解決を！

革するか、日本政府へのかけは。尹さんは國內外に向けさせる努力が要、九月二六・二七日に韓米の軍事訓練が強行される、システムへの監視、い世代のインターネット活動、市民として選挙の運動や連帯活動を幅広くろげるなどの応答。私をきこまれて発言。一九八九年の尹貞玉さんと出会い

内をの懲りに日され若活下選濫くひもひ八八か

准教授は「長い間、ご苦労さまでった。国際社会では日本の言い分を信じる人はいない」と発言。林博史関東学院大教授は大量の資料を準備した上で、「強制連行はなし」が繰り返し発言されると世論は正当化されしていく。体験者被害者の発言は重要である。公娼制度は少數、学会はとりあげないの答。

ドルゴボールさんは強かんは拷問である。オーストラリア博物館にもあるといふ。フロア発言でハーゲに訴えることはとあつたが、設立以前のものは扱えないとのこと。若い人への講義、教育はの問いに、研究は少數、学会はとりあげない

日本を周辺に働きかけ、
義を実現せよ！ 希望が
番の薬である。私は大学
年の娘と行動に参加し
皆さんも家族同行で輪を
げましょうと。
フロア発言がつづく。
ウシユビツツを見学して
感想や、映画終らない職
を見て感激した、上映会
したい。日本の欧米崇
アジア経済の風潮をどう

改拡をアの戦争云々を拡た。一正

最近の言論状況を憂い、金福童、李容洙両ハルモニの来日を機に東京でも集会を開こうということで九月二一日夜、早稲田奉仕園リバティホールで、緊急集会河野談話見直し論に反撃する名付けて集つた。

ドルゴボール・オースト

ラリア・フリンダース大学

将兵の証言は日本の戦争責任資料センターにある。現

だから主張があるが、かつての廃娼運動では「公娼制度は現代の奴隸制度」と断言している。人身売買は横行し昔は内務省は犯罪とみなしたが軍の行動を黙認し、未成年者を「慰安婦」にしている。多くの日本軍将兵の証言は日本の戦争責

者処罰論がおきる。挺対は基地運動と連帯もしてゐる。沖縄でも性暴力は存在しよう。また国際的圧力も連携が必要。アジアの被害者との連携、現在の被害との連帶を。ハルモニアが周辺から毎月献金を集めたナビ（蝶々）基金を会三年間コンゴへ贈呈す

る。後者は、被災者の在籍の有無を確認するため、被災者の名前を記入する。

国際仲裁への提言

2012. 9. 22

九月二二
2012.9.22

国際仲裁への提言～法律家のシンポジウムで

日、東京・星陵会館で「日本軍『慰安婦』問題に関する国際シンポジウム」が日本本軍の戦争責任の主催で開かれた。昨年夏、韓国政府に対して「慰安婦」問題について、日本政府と日本政府と同様、一九六五年の日韓請求権協定で解決済みだという見解をとってきた。しかし、憲法裁判所の決定は「慰安婦」問題がそこに含まれているかどうかについて日韓両国との間に見解の相違があることを認め、交渉への一步を踏み出すものであつた。韓国政府はこれを一年間、問題は一向に具体的な進展をしていない。この法律の専門家たちが、民間のレベルで、解決に向かう提案をしたいと話しあいを重ねる中で、今回のシンポジウムの開催となつたのである。

会合はまず韓国の韓国挺身隊問題対策協議会の尹美香（ユン・ミヒヤン）常任代表と被害者の金福童（キム・ボクドン）さんの挨拶で始まつた。続いて日本からコーディネーターの戸塚悦朗さん、阿部浩己さん、韓国の金昌禄（キム・チャンノク）さん、オーストラリアの国際法学者で、一九四四年の国際戦犯法廷で首席検事をつとめたウイスティナ・ドルゴボールさんが、それぞれ問題提起を行なつた。

日韓請求権協定の第三条には、協定の解釈や実施について両国の間に紛争が存在するときには、先ず外交上の経路で解決を図り、それで解決できなかつた場合は仲裁に付託することが定められている。そこで、問題提起者が異口同音に述べたのは、「条文をめぐって、明らかに紛争が存在する」とであり、日本外交交渉に応じ、法的責任を履行するようになれば、両国政府が問題を国際的な仲裁に委ねるようにならうことであつた。金昌禄さんは、一九六五年体制は破綻していると断言し、ドルゴボールさんは国際司法委員会の経験を踏まえて、仲裁裁判に進む際に具体的な問題を論じて、参加者は最後に両国政府に対する提案を探査した。

ドルゴボールさんが発言の中では、日本が若い世代に負の歴史をきちんと伝えていないことを指摘し、「子どもたちは眞実を知る権利があります」と強調されたことも印象に残つた。

婦人保護事業の課題に関する検討会の立ち上げに臨んで

二〇一二年四月一二日 小宮山厚生労働大臣にお会いする機会を得た。時間は一分間。その目的は「売春について」であつた。訪問したメンバーは全国婦人保護施設等連絡協議会会長（横田千代子）・事務局長（田口道子）及び全国女性シェルターネット共同代表（近藤恵子）・事務局（深田友子）の四人である。提出した全国婦人保護施設等連絡協議会からの要望書の内容（原文のまま）は次のとおりである。

（主旨）売春防止法は法律制定後五六六年間変わっていません。現行の法律では「条文」にも「用語」にも差別的な人権侵害とも思える条文（特に売春防止法第三章補導処分）・文言がそのまま使用されています。生活困難（差別・貧困・暴力など）を抱えている女性たちの人権確立に向けて、支援状況に見合った法律の改正ができればと願っています。

女性への人権侵害をなくすことと併せて、売春防止法改正に向けて国と共に取り組むための「検討委員会」などについて、ご協力いただきたくよろしくお願ひ申し上げます。——そもそも婦人保護事業は、根拠法を「売春防止法」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）においているが、売春防止法の中に婦人保護事業として位置づけられてきた女性のための法律は、女性のみが処罰され

る片罰法である。制定当時から改正の声は上がっていましたが、今まで改正には至らなかつた。

女性たちを支援している婦人保護の現場としては、法令順守とはいえたが、今まで改正には至らなかつた。

内容は勿論のこと、条文に示される数々の差別的な用語を容認していることへのやりきれない思いは常にありますし、今もなおある。法律を変えることは並々ならないことであることは承知しながらも、このまま時間が過ぎていくこと見過ごすことにはやりきれず、大臣面会に至つた。小宮山大臣から「売春防止法は変える必要をすつと感じています。やります」との回答をいただいた時、頭のてっぺんから何かが突き抜けたような感覚を味わつた。「よかったです！」大臣面会から二か月後、そこから検討会への道が開けたのである。

検討会の趣旨は「婦人保護施設等で実施されている婦人保護事業について、昭和三年に制定された売春防止法に基づく事業であり、その後の時代の変化に合わせて、家庭関係の破綻、生活の困窮等生活を営む上で困難な問題を有する女性の役割が定められるなどしてきましたが、根拠法である売春防止法の規定については制定以来基本的な見直しへは行われておらず、法律が実態にそぐわなくなつて

更生」「収容保護」といった用語も見直すべきとの意見が強い。このため、法制定後五年を経たことを契機に、婦人保護事業等の課題について検討する。」とされた。

厚生労働省内で立ち上がり、「婦人保護事業等の課題に関する検討会」はお茶の水女子大学名誉教授能民江氏を座長に婦人保護関係者など一一名の委員で構成されている。

二〇一二年六月に第一回が行われ、関係者からのプレゼンテーションはじめ実践現場から、関係機関から様々な意見交換が進められた。ご多忙な中政務官、局长も同席され婦人保護事業の現況が立場を超えて共有された。現在一〇月に第四回を終えている。検討会も中間まとめの論点（大きなテーマは定義とその対象者の範囲）に入っているが本格的な取り組みはこれからである。

「要保護女子」「転落」「収容保護」という差別的な言葉は現行の法律に生きている。法令順守とはいえ、もうこの用語は使いたくない。使わない時間がもうそこまで来ていることを思うとき、心の底から湧き上がる光の息吹を感じる。施設を利用する女性たちが特別な眼差しを受けなくて済むことになることが何よりうれしい。女性たちの実態に即した新たな法律ができることを目指し今後も真摯な姿勢を持って取り組んでいきたい。

（いづみ寮長 横田千代子）

壳貰春問題とトリくむ会

発行所 売買春問題とりくむ会
〒169-0073 東京都新宿区百人町2-23-5
矯風会館3F
TEL／FAX (03)5386-4041
E-mail torikumukai@yahoo.co.jp
振替 00170-9-31099
創刊 1973年2月1日

衆議院議員選挙立候補者アンケート

I. 日本軍性暴力被害者問題について

私たちにはいために解決されてない戦後処理問題があるところ、国際社会から非難されてきました。国際機関や米国下院をはじめ、オランダ・カナダ・EU・韓国・台湾の議会韓國の地方議会、また日本国内でも宝塚市議会以下、多くの地方議会が日本政府に問題解決を求める決議を採択してきました。

害者問題の解決の促進に関する法律案』が参議院に提出され続けてきましたが、民主党政権になつてからは提出されずに現在にいたつているのは残念であります。

貴方様は、この問題についてどのようにお考えになり、行動なさいますか。

（五点）

立法による解決が必要であり、被害者に謝罪・補償すべきである。

すでに提出された「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」の成立に努める。

二、この法案の成立に協力しない。

二、新たな法案作成に努力し、発議者になる。

II. 女性への暴力、特に性暴力について

（②）現行の売春防止法第5条は事实上女性のみを处罚の対象としています。法律作成のもとになった初期の売春対策審議会では女性委員が中心となって、米国ニューヨーク州刑法の男女両罰性を主張しましたが容れられずに終わりました。今やスウェーデンでは売買春関係においては買春男性のみが处罚の対象になっています。日本の法制では男女平等の考え方からみて不公平とお考えになりませんか。②私たちは売春防止法を抜本的に改正し、新たに女性の人権確立をめざす法律を作りたいと願うのです。すでに請願運動を始めています。ご協力いただけますか。イ、新たな法律作成に努力し、発議者になる。口、賛同者になる。

③政府・法制審議会は刑法改正を検討し、一部改正されまし
た。

たが、私たちは性に関する項目の改正を求めるものです。保護事業との関係でどうあるべきとお考えになりますか。イ、『強姦』は親告罪になっています。『輪姦』の親告罪

は壳春防止法施行後にはずされました。

引かれてる人いなかんじで、結構危ない感じで、どうも言ふ行うて犯す罪がなされるとお考えになります。現行法では合意があつても相手方が十三歳未満の場

合は処罰の対象となります。が、十三歳以上で合意があつた場合は処罰されません。性的合意の年齢が十三歳未満では低すぎるごとお考えになりませんか。

ハ、現行法では「近親姦」の規定がありませんが、児童施設や婦人保護施設の利用者には被害者がかなり存在します。処罰規定が必要とお考えになりませんか。

当会では長年、衆議院、參議院の国政選舉時には立候補者へのアンケートを行つてゐる。今回も衆議院の解散が言われながらもはつきりしないまま、いわば突然の首相の決断により、年末に行われることになった。

衆議院の定数は四八〇名で、今回は小選挙区と比例代表合わせて一五〇四名が立候補し、政党は十二党と非常に多くなり、当会と直接届けたが、新入元職の候補者には届ける手立てがなく、各党の選挙管理委員会に配布をお願いできないか、メールで連絡を取つた。しかし、新党がいくつもできて、選挙戦に入る前にも出来たばかりの新党が合流してと政党も準備がつた。したが、新党がいく間に合わないところも多かったようだ。党によつては連絡先が不明だつたところや、メールアドレスを公開していない党もあり、また、送つたものへの反応は極めて鈍く、二党のみに留まつた。

社民党からは候補者名簿をいただき、直接こちらからアンケート用紙をお送りするようにとのことだったが、そのファックス番号が通じないものもあり、リストの約2／3しか送ることはできなかつた。共産党は小選挙区東京都の各候補者に直接当会に連絡するよつと指示を出し、下さつたようで、事務局

補者にはファックスを送り、回答を得た。

☆回答者の内訳（敬称略）

社民党十五人（吉泉秀男、井服部良一、豊田八千代、井沢昌弘、石田寛、金子哲夫、池田幸代、今井達也、小川右善、浅野隆雄、横田昌三、松沢悦子、川上康正、中島隆利、山名文世）

共産党十四人（桑名文彦、高橋千鶴子、佐々木憲昭、福田直樹、笠井亮、宮本徹、太田朝子、柳義、穀田恵二、吉岡正史、志位和夫、佐々木隆博、塙川鉄也、島長香代子）

民主党七人（瑞慶覧長敏、松本龍、細川律夫、近藤昭一、山崎麻耶、今野東、横路孝弘）

日本未来一人（初鹿明博）

新党大地一人（石川知裕）

無所属一人（土肥隆）

合計三九人から回答が寄せられた。このうち二人は本人多忙のため回答はできな

いとのこと。（民主党・横路孝弘、社民党・石田寛）

☆アンケート回答

Iの「慰安婦」問題については、回答者の全員がいままで口の立法による解決とするとしている。（社民・池田幸代、今井達也、山名文代、横田昌三、民主・細川律夫、共産・塙川哲也、島長佳代子、無所属・土肥隆）

意見の中には▼慰安婦問題は、性行為を強要した強制的な非人道的行為です。

九年の河野官房長官談話などで、政府はその行為を認め、謝罪はしていますが、国家賠償は行われていません。国連やILOなど

の国際機関は日本に対して、慰安婦問題の謝罪と賠償を求めています。被害者は高齢化しており、一日も早い解決が必要です。国会の責任として、慰安婦問題の早急な解決のために「戦時性の強制被害者問題の解決の促進に関する法律」の成立のために力を尽くします。

強制連行の証拠はないなどとして、河野談話の見直しを迫る勢力の異常な策動は許せません。（共産・志位和夫、富田直樹）

▼国会質問で真正面で取り上げる数少ない議員になつてしまつたことは残念でなりません。個人としても、社民党としても戦後補償問題の解決を公約に掲げております。（社民・服部良一）

社会問題としても戦後補償問題の解決を公約に掲げており、来る国会で心ある議員と一緒に進めたいと思っております。（社民・服部良一）

II-①も回答された方のほとんどが不公平と答えております。（社民・服部良一）

II-②も回答された方のほとんどの観点から不公平です。（民主・瑞慶覧長敏、日本未来・初鹿明博）▼男女平等の観点から不公平です。

III-②についても、ほとんどの方が、イ又はロと答えている。民主党の候補者はほとんどが賛同者になると答えており、共産党では

努力し、発議者になると答えているものが多い。

III-③のイでは、多くの回答者が親告罪をはずすことに賛成している。▼強姦は重罪で、二次被害などの問題も懸念されることはから、裁判などでの被害者の心情、二次被害などの問題も懸念されることはから、裁判などでの被害者の心を防止するためにも、親告罪を防止するためにも、親告罪を外し、告訴を待たず強制的に進めるべきだ

べきだ

II-③のロでは大半の意見は十三歳では低すぎると答えている。▼少なくとも女性を商品化し、買春するの人は人間の尊厳を踏みにじる行為であり、当然、处罚されるべきです。（共産・桑名文彦、柳孝義）▼不公平であり、男性を处罚の対象とすべき（社民・吉泉秀男）▼売春防止法とすべき、買春行為は売春より強く处罚せらるべき（社民・金子哲夫）

II-④についても、ほとんどの方が、イ又はロと答えている。民主党の候補者はほとんどが賛同者になると答えており、早期の改正を必要と考へておる。（新潟・笠井亮、宮本徹、太田朝子）

II-⑤のロでは答えた方の大部分は近親姦の处罚規定を盛り込む必要がある。國連子どもの権利委員会も引き上げを勧めています。（共産・井服部良一、豊田八千代）▼刑法に近親姦の处罚規定を盛り込む必要があります。

従軍慰安婦支援基金会計報告 ('91.12.13. ~ '13.01.10)	
[収入] 支援金（協力者 1,354 件）	10,308,683 円
[支出] 韓国挺対協・ナムの家記念館へ	500,000 円
「慰安婦」裁判関係費	3,100,000 円
韓国・フィリピン「慰安婦」支援へ	2,500,000 円
「慰安婦」問題国際会議分担金	1,356,598 円
印刷費	829,947 円
発送費	1,605,641 円
事務費	91,835 円
合計	9,984,021 円
差し引き残高（繰越金）	324,662 円

売買春問題ととりくむ会ニュース

発行所 売買春問題とりくむ会
〒 169-0073 東京都新宿区百人町 2-23-5
矯風会館 3F
TEL／FAX (03) 5386-4041
E-mail torikumukai@yahoo.co.jp
振替 00170-9-31099
創刊 1973年2月1日

婦人保護事業等の課題に関する 検討会について

婦人保護事業は、昭和三十年に制定された売春防止法に基づく事業であるが、その後の時代の変化に合わせて、家庭関係の破綻、生活の困窮等生活を営む上で困難な問題を有する女性などに事業対象を拡大し、また平成一三年からは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下D.V.法）に基づく被害者保護の役割が定められた。しかしながら、根拠法である売春防止法の規定については、制定以来、基本的な見直しは行われておらず、法律が実態にそぐわなくなってきたているのではないか、また「婦人」「保護更生」「収容保護」といった用語を見直すべきではないかとの問題提起がなされている。これを踏まえ、厚生労働省の研究事業の一環として、「婦人保護事業等の課題に関する検討会」を設け、婦人保護事業等の課題について検討を行つたものである。

本稿は、現在の売春防止法を根拠とする婦人保護事業を見直すことを想定して行つたこれまでの議論の整理を行つたものである。具体的には、本検討会において課題とされた事項についてどのように対応すべきか「検討案」として示し、実現に向けて更に検討が必要な点を「検討案の論点」として示している。

今後、婦人保護事業の改善や見直しの検討にあたっては、本検討会におけるこれまでの議論が十分に踏まえられることが期待されるものである。

〔問題2〕婦人保護事業の対象となる女性の範囲
「テーマ」婦人保護事業の対象となる女性の規定に關し、表現や対象範囲について検討するべきではないか。

討論を准護施設の場合にらかにの関係り方を討すこそ、まことに法律割を担えぞね設置主定主体（特に

の、事業費、人件費、施設費などにかかる費用を、財政の役割がどの程度担わせるか、母子家庭上の規律にした上で、母子家庭に対する支援の必要がある。

要がある。定上、婦人を明確に更する旨で、他施設上の措置について調査ある。

婦人保
する。
点を明
施策と
直の在
整・檢
設施設
役の役
現在そ
役割、
所の決
升単価
其なつ
の考え

法律 員の業 務員法 ととす。
す場合 面や、一 方などに ど財政
る必要 在兼務 任用 について
る資質 子自立 ては資質

を改正して、資格制度の
内容、財政上の問題等との関連性等について、常勤支援員等の能力を評議する場合がある。

、婦人、役割を認めることは、地
域の関係など、措置の有りの在り、
制度に内容（^{（二）}）について検討す
他職種との連携等）も含めて、
養成システムも含めて、
も、管理

本判ステ
求め
つい
関係
(母)
現
討す
在り
方な
法制
公見直
相談

とする。
の行う業
措置の女
革との門
する必要
根拠法の
婦人科
ある売春
新たな注
ではない
の論點」
正によら
けるとす
事業を
な事業と

都道府
業務の範
仕り方、
の見直し
いか。

そが改るにに合保寒能の事で

具体的に、さまたげの運用上の性質がある事業に関する実業の実現に向け可能な検討をせよ。

ままであるには、①する指針改善で、ものにつけて進めつ関係者成しなが能なもの進めるべ

婦人保護事業の対応策について述べる。この策定等の問題については、婦人の間での実施から着実に実現する必要がある。

・度・心の実施の人は可等設

売買春問題とニュース

発行所 売買春問題ととりくむ会
〒169-0073 東京都新宿区百人町2-23-5
矯風会館3F
TEL/FAX (03)5386-4041
E-mail torikumukai@yahoo.co.jp
振替 00170-9-31099
創刊 1973年2月1日

抗議書

私たち売買春問題ととりくむ会は、売春防止法を獲得した団体の後身組織で、内外の売買春問題・性搾取に反対する活動を続けてきました。

このたびの橋下徹大阪市長の言動には怒りをおぼえます。沖縄の米軍司令官への「忠告」で兵士への性産業「活用」をすすめるなど、言語道断であります。女性の人権無視の最たるもので、米軍基地司令官も苦笑したことでしょう。性産業を公認している日本政府に反対してきた私たちは強く抗議します。

日本軍「慰安婦」の問題での発言も早くからこの問題にとりこんで来た私たちは無視できません。主としてアジアの女性たちを、かつて日本軍隊が性的に暴行を加えたことは事実であり、国連機関はじめ諸外国の日本非難、日本国内の地方議会決議など各方面からの動きが多発しています。日本政府は被害女性たちに謝罪と賠償を行わず、いたずらに時を浪費しています。これでは国際社会に名譽ある地位を占めることはできません。

公人として、誤った、また軽々しい言動は責任ある態度とは言えません。日本社会の主権者として、私たちは抗議し、撤回を求めます。

二〇一三年五月十六日

大阪市 市長 橋下 徹 様

売買春問題ととりくむ会

I女性会議

救世軍

新日本婦人の会

全国地域婦人団体連絡協議会

全国婦人相談員連絡協議会

全国婦人保護施設等連絡協議会

東京都婦人相談研究会

東京YWCA

日本キリスト教婦人矯風会

日本婦人団体連合会

日本婦人有権者同盟

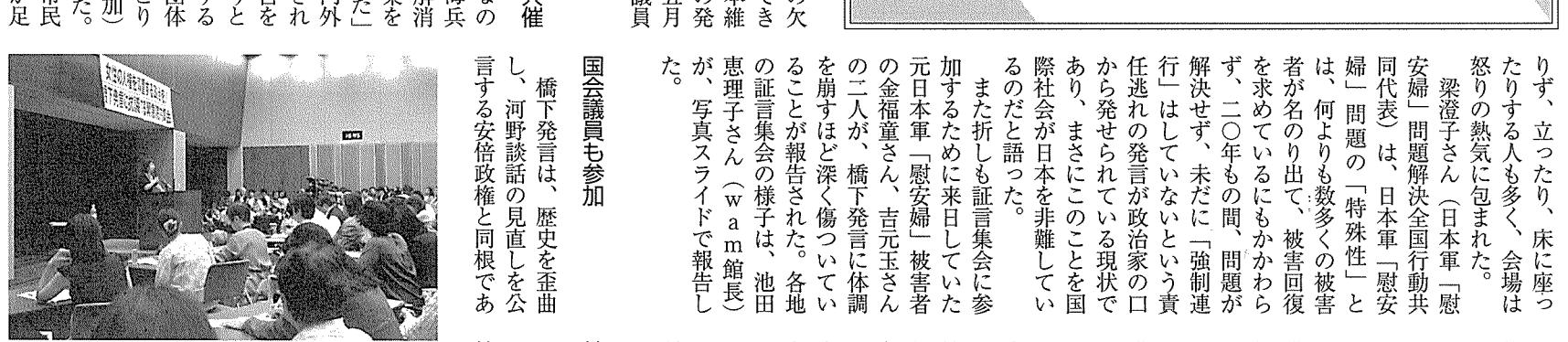
ふえみん婦人民主クラブ

右のような抗議文を売買春問題ととりくむ会として大阪市長宛て配達証明付きで送付しました。

橋下発言に抗議する緊急院内集会 開催

怒る市民400人余参加

2013.5.22



これまで人権感覚の欠如した暴言を繰り返してきた橋下徹大阪市長・日本維新の会共同代表の今回の発言に抗議する集会が、五月二二日、東京・参議院議員会館講堂で開催された。

橋下発言は歴史を歪曲し、河野談話の見直しを公言する安倍政権と同根である。元日本軍「慰安婦」被害者の二人が、橋下発言に体調を崩すほど深く傷ついていることが報告された。各地の証言集会の様子は、池田恵理子さん(wam館長)が写真スライドで報告した。

また折しも証言集会に参加するため来日していた元日本軍「慰安婦」被害者の金福童さん、吉元玉さん(二人が、橋下発言に体調を崩すほど深く傷ついていた)が、橋下発言に体調を崩すほど深く傷ついていた。元日本軍「慰安婦」被害者の二人が、橋下発言に体調を崩すほど深く傷ついていた。

北原みのりさん(ラブピースクラブ主宰)は、橋下の男性の性欲はコントロール出来ず、そのためには性犯罪がおきるのだから風俗で解消すべきであるという認識を、多くの人が受容しているのが、今の日本社会である。男とはこういう者というレイプ神話のもとに守るべき女と犯していく女に分断して女性を利用していく社会を変えたいと話した。

北原みのりさん(ラブピースクラブ主宰)は、橋下の男性の性欲はコントロール出来ず、そのためには性犯罪がおきるのだから風俗で解消すべきであるという認識を、多くの人が受容しているのが、今の日本社会である。男とはこういう者というレイプ神話のもとに守るべき女と犯していく女に分断して女性を利用していく社会を変えたいと話した。

沖縄から

今なお軍隊の日常の暴力にさらされている沖縄

「止法」を作りたいと語った。

私は女性の人権を踏みに

じる橋下発言に激怒して集会に参加した。しかし、兵

士の性的エネルギーをコン

トロールするため、「当

地・軍隊を許さない行動する女たちの会共同代表)の

メセージと沖縄の女性団

体(二五団体)の抗議声明

が読み上げられた。「セク

シユアリティの破壊は、人

間の身体と精神に加えられ

は構造的な暴力の一形態であ

り、戦争の戦略として使用

されてきた」「戦時であつても平時であつても軍隊と

は、これまでの国連や世界

の努力にあまりにも無知

い」という容認するような発言

がかかる現状と日本の女性の地位の低さに愕然とする

力等を「どこでもある」と

いふ。日本が人権小国と言

われるのもうなづける。

現在も橋下市長は発言の

撤回、謝罪せず、責任もと

つていらない。政府に日本

軍「慰安婦」被害者に謝罪

と補償させることが、日本

の女性の人権向上にもつな

がると再確認した集会だつ

た。

貧困からやむを得ず、風俗

による差別を禁止する法律

の制定を呼びかけた。

この他にも天羽道子さん

(かにた婦人の村)、中島圭

子さん(連合・総合男女平

等局)アムネスティイン

ーナショナル日本、ピース

ボート、弁護士等多くの人

がそれぞれの立場から発言

した。

最後に発言の撤回と謝

罪、多くの人を侮辱した責

任をとるよう橋下市長に要

求するアピールを採択し、

集会は終了した。

り、トカゲのしつば切りに

たりする人も多く、会場は

怒りの熱気に包まれた。

梁澄子さん(日本軍「慰

安婦」問題解決全国行動共

同代表)は、日本軍「慰安

婦」問題の「特殊性」と

は、何よりも数多くの被害

者が名のり出、被害回復

を求めているにもかかわらず

、二〇年もの間、問題が

解決せず、未だに「強制連

行」はしていないという責

任逃れの発言が政治家の口

から発せられている現状で

あり、まさにこのことを国

際社会が日本を非難してい

るのだと語った。

また折しも証言集会に参

加するため来日していた

元日本軍「慰安婦」被害者

の二人が、橋下発言に体調

を崩すほど深く傷ついてい

ることが報告された。各地

の証言集会の様子は、池田

恵理子さん(wam館長)

が、写真スライドで報告し

た。

北原みのりさん(ラブピ

ースクラブ主宰)は、橋下

市長の男性の性欲はコント

ロール出来ず、そのためには

性犯罪がおきるのだから風

俗で解消すべきであるとい

う認識を、多くの人が受容

しているのが、今の日本社

会である。男とはこういう

者というレイプ神話のもと

に、守るべき女と犯していく

女に分断して女性を利用

していく社会を変えたいと

話した。

北原みのりさん(ラブピ

ースクラブ主宰)は、橋下

市長の男性の性欲はコント

ロール出来ず、そのためには

性犯罪がおきるのだから風

俗で解消すべきであるとい

う認識を、多くの人が受容

しているのが、今の日本社

会である。男とはこういう

者というレイプ神話のもと

に、守るべき女と犯していく

女に分断して女性を利用

していく社会を変えたいと

話した。

北原みのりさん(ラブピ

ースクラブ主宰)は、橋下

市長の男性の性欲はコント

ロール出来ず、そのためには

性犯罪がおきるのだから風

俗で解消すべきであるとい

う認識を、多くの人が受容

しているのが、今の日本社

会である。男とはこういう

者というレイプ神話のもと

に、守るべき女と犯していく

女に分断して女性を利用

していく社会を変えたいと

話した。

北原みのりさん(ラブピ

ースクラブ主宰)は、橋下

市長の男性の性欲はコント

ロール出来ず、そのためには

性犯罪がおきるのだから風

俗で解消すべきであるとい

う認識を、多くの人が受容

しているのが、今の日本社

会である。男とはこういう

者というレイプ神話のもと

に、守るべき女と犯していく

女に分断して女性を利用

していく社会を変えたいと

話した。

北原みのりさん(ラブピ

ースクラブ主宰)は、橋下

市長の男性の性欲はコント

ロール出来ず、そのためには

性犯罪がおきるのだから風

俗で解消すべきであるとい

う認識を、多くの人が受容

しているのが、今の日本社

会である。男とはこういう

者というレイプ神話のもと

に、守るべき女と犯していく

女に分断して女性を利用

していく社会を変えたいと

話した。

北原みのりさん(ラブピ

ースクラブ主宰)は、橋下

市長の男性の性欲はコント

ロール出来ず、そのためには

性犯罪がおきるのだから風

俗

平成二五年度 全国婦人保護施設長等研究協議会アピール

私たちも今日この場で「売春防止法」の改正に向けてアピールを行います。

全国婦人保護施設等連絡協議会は去る六月二七日(木)～二八日(金)に北海道札幌において「全国婦人保護施設長等研究協議会」を開催し、アピール文を発表した。

売春防止法は、昭和三十一年(一九五六年)に制定され、現在まで五七年間変わっていない法律です。今、現行法による弊害が婦人保護施設を利用する女性たちの支援に大きな歪みを生み出しています。法律そのものが示す女性への人権侵害なのです。売春防止法は、昭和二十一年の敗戦後の混乱期から血の渲む一〇年の年月の闘い経て設立された法律です。当時、女性の権回復を目指して成立した画期的な法律でした。それが如何に画期的なことであったか、私たちは先達たちの働きを検証することでも重々周知しています。法律の制定によりその第四章には婦人保護事業が規定され、女性支援の中核を担つてしましました。婦人保護事業が開始され、日本でただ一つ単身女性を支援する事業とし大きな役割を課せられ活動してきました。そして多くの女性たちがこの事業を通じて社会復帰してゆきました。その存在意義は忘れてはならないこととして、心に留め置かなくてはならないと思います。

しかし、あらためて歴史を遡れば五七年という半世紀が過ぎた中、全面改正までに至る機会は全くなく、今日を迎える売春防止法には、様々な問題が浮上しています。売春防止法は、売春をした女性のみが刑事罰を受けるという片罰法であるのです。罰を受けたのみならず多くの女性たちは「売春」をしているということだけで社会的に差別や偏見にさらされてきました。また、法文にある

差別的な用語も生きています。現在では支援の中で、ほとんど使わ

れていない用語ですが、法令遵守ではないのです。法律の改正が必要なのはこの用語すらも変えることはできないのです。

要保護女子の拡大解釈がなされ、女性支援の対象者が大きく広がり、売春のみではない社会的な問題を抱える女性たちも支援の対象に組み入れられました。この拡大解釈によりより多くの貧困・暴力・家族問題など生きづらさを抱える女性たちも支援対象になり、婦人保護施設の支援内容も支援スキルも実態に見合つたものが求められるようになりましたが、現行の売春防止法では実態に即した女性支援に限界があります。事業を通じて施設利用をしていく多くの女性たちは、犯罪者ではなく福祉的な支援が必要な女性たちです。

私たちは、現状の女性支援に見合つた新たな法律の制定を求めたいと願っています。

昨今、「居所なし」いわゆる居場所のない女性たちが増えています。その背景には複雑な要因が絡み合っています。貧困問題をはじめ、性的な暴力による被害が増え続けています。DV被害によって逃げてくる女性たちへの暴力は深刻です。そのため、さらに女性への暴力、特に性的な暴力による被害が増え続けています。DV被害によって逃げてきます。顕在化した暴力の根底にあるものは、歴史的に不平等な男女関係、ジェンダー規範から生じる差別の社会構造上の問題が大きいのです。女性ゆえに受けた様々な侵害、その支援に見合う新たな法律の制定に向かってゆきたいたいと願っています。

これまでの支援の中でも、ほとんど使わ

れていません。売春防止法は、売春をした女性のみが刑事罰を受けるという片罰法であるのです。罰を受けたのみならず多くの女性たちは「売春」をしているということだけで社会的に差別や偏見にさらされてきました。また、法文にある

警察庁保安課

(平成24年12月末現在)

性風俗関連特殊営業及び深夜酒類提供飲食店営業の届出数

区分 都道府県	合計	店舗型性風俗特殊営業								無店舗型性風俗特殊営業				映像送信型性風俗特殊営業	店舗型電話異性紹介営業	無店舗型電話異性紹介営業					
		4号営業								1号営業			2号営業	計							
		1号営業	2号営業	3号営業	モーテル	ラブホテル	レンタルルーム	計	5号営業	6号営業	計	受付所なし うち待機所あり	受付所あり うち待機所なし	小計							
合計	30,133	1,235	824	116	3,041	3,016	95	6,152	252	106	8,685	17,081	11,180	1,038	775	18,119	1,138	19,257	1,879	138	174
北海道	1,712	44	205	1	169	138	1	308	5	2	565	1,050	555	1	1,051	40	1,091	27	24	5	
青森県	292			1	82	42		124			125	152	129			152	5	157	6	1	3
岩手県	264	1			70	21		91	3		95	164	129			164	3	167	1		1
宮城県	583	6	3	1	50	83	7	140	2	2	154	410	322	1	1	411	7	418	9	2	
秋田県	189	9			57	15		72	1		82	103	78			103	1	104		1	2
山形県	237				78	15		93			93	128	78			128	12	140	4		
福島県	592	17	2	2	165	44		209	2	1	233	350	260			350	2	352	5	1	1
東京都	5,189	207	61	61	15	197	75	287	103	55	774	2,451	1,265	378	166	2,829	424	3,253	1,061	37	64
茨城県	860	39	44	1	146	83		229	2		315	492	326	1	1	493	22	515	20	5	5
栃木県	519	14			176	28		204	2		220	273	220	2	2	275	13	288	4	4	3
群馬県	573			1	124	42		166	1		168	371	265	2	2	373	13	386	11	6	2
埼玉県	853	44	10	4	25	199	3	227	7	3	295	481	328	10	10	491	32	523	25	8	2
千葉県	1,007	47	8	1	116	121	4	241	4	3	304	549	271	48	29	597	52	649	43	7	4
神奈川県	1,062	109	105	4	45	112	3	160	6	5	389	449	330	47	46	496	66	562	103	3	5
新潟県	418	9	1		106	38		144	1		155	248	151			248	5	253	4	4	2
山梨県	182	8			40	21		61			69	96	83	11	2	107	4	111		1	1
長野県	357		1	1	81	48		129	1		132	213	147	2	2	215	5	220	5		
静岡県	1,000	16	7	2	157	89		246	3		274	689	536			689	22	771	13		2
富山県	175				39	15		54	2		56	117	26			117	1	118		1	
石川県	250	7			70	17		87			94	143	45	2	2	145	7	152	4		
福井県	167	2		1	46	20		66			69	88	64			88	7	95	2	1	
岐阜県	413	66		1	30	56		86	2		155	237	120	1	1	238	8	246	11	1	
愛知県	1,643	14	223	13	72	110		182	16	13	461	1,062	650	15	15	1,077	57	1,134	39		9
三重県	275	3			43	35		78	1		82	174	129			174	8	182	9	1	1
滋賀県	204	40			14	36		50	2		92	87	46			87	15	102	9		1
京都府	419		22	2	50	46		96	3	1	124	251	137	20	19	271	11	282	11		2
大阪府	2,436	17	8	6	28	281		309	19	19	378	1,188	517	443	435	1,631	126	1,757	281	5	15
兵庫県	695	72	10		4	44	1	49	8	2	141	478	256	18	11	496	33	529	22		3
奈良県	221				32	27		59	1		60	145	65	1	1	146	11	157	4		
和歌山县	166	9			42	28		70	4		83	64	50	6	4	70	9	79	2	2	
鳥取県	167	14			53	2		55	1		70	90	78			90	1	91	5		1
島根県	102	1			13	23	1	37			38	60	36			60	2	62	2		
岡山県	529	2	1		20	77		97	3		103	390	339			390	17	407	16	2	1
広島県	692	28	5	1	52	104		156	5		195	446	344	10	10	456	15	471	12	6	8
山口県	304	14	1		61	31		92			107	191	154	1	1	192	2	194		2	1
徳島県	267	5	16		56	6		62	4		87	169	133	4	4	173		173	3	1	3
香川県	385	21	14		62	19		81	3		119	252	236			252	7	259	3	3	1
愛媛県	365	9	25	1	43	45		88	2		125	230	222	1	1	231	4	235	2	1	2
高知県	169	8	6		35	8		43	1		58	105	84	1	1	106	5	111			
福岡県	1,610	154	21	8	38	253		291	15		489	996	751	6	4	1,002	37	1,039			

売買春問題とニュース

発行所 売買春問題ととりくむ会
〒169-0073 東京都新宿区百人町2-23-5
矯風会館3F
TEL/FAX (03)5386-4041
E-mail torikumukai@yahoo.co.jp
振替 00170-9-31099
創刊 1973年2月1日

日本軍「慰安婦」
メモリアル・デーを国連記念日に!!
国際シンポジウム報告

2013.8.11

日本軍「慰安婦」問題解
決全国行動主催の国際シン
ポジウムは八月一日(日)
一時から渋谷のウイメンズ
プラザホールで行われた。

第一部

昨年一二月に第一回アジア連帶会議が台北で開かれ、一九九一年韓国の金學順さんが日本軍「慰安婦」として名乗り出て初めて歴史的な証言を行ひ日本政府の責任を問うた八月十四日をメモリアル・デーとして定め、国際的な同時アクションを取り組むこと、この日を国連の記念日とするよう働きかけていくことが決まりました。

「歴史の捏造は許さない」
国際シンポジウムはこうした流れに抗し、アジア連帶会議を受け、国内各地や世界でのキャンペーンの一環として東京で開催されまし

た。

第一部はフィリピンから被害者として二人のロラの証言。ピラール・フリアスさんはルソン島南のカマリネス州で一六歳の時、洗濯しているところに現れた二

第二部
午後の部では、全国行動
共同代表の渡辺美奈氏より、日本軍「慰安婦」とし

(高橋昭子)



人の日本兵に、ナイフで顔を刺される等されたあと輪姦されました。村が日本軍に焼かれたため学校に避難しましたが、その後兵士にとらえられ、フリアスさんは他の三人の女性と共に腰縄でつながれて、ゲリラ討伐をする日本軍部隊に山中を連行され輪姦されました。エステリータ・ディさんはネグロス島タイサイ市出身。一四歳の時、市場に物売りに出かけたところをゲリラ討伐に巻き込まれ、他の女性たちと一緒に日本軍駐屯地に連行され輪姦されました。昼は日本兵の服の洗濯、掃除、夜は輪姦という生活が、アメリカ軍がタバコを支援者の組織)のコメディエーターであるレチル・エクストレマドゥラさんは高齢になつて病に倒れ亡くなつていく中で、一刻も早い正義の実現を訴えました。

第二部

した。

ピラールさんは体調を壊して来日できずビデオ録画での証言になりましたが、当時の心情を表現する歌をカメラに向かつて繰返し歌うことで聞かせてくれました。リラ・ペリピーナ(被害者と支援者の組織)のコメディエーターであるレチル・エクストレマドゥラさんは高齢になつて病に倒れ亡くなつていく中で、一刻も早い正義の実現を訴えました。

少していることについて指摘されました。今後も日本政府に対して被害者への謝罪、被害者への保障、社会への教育を求めるためにこのようなキヤンペーンを行っていく重要性が語られました。午後の部が開幕しました。

元国連安保理議長のアン・ワウル・チャウドリー氏は、「女性の参加が平和を持続可能なものにする」というテーマで平和・安全保障・女性に関する国連安全保全理事会決議一三三二五(以下、決議一三三二五)の誕生について語られました。それまでの安保理の議論において、平和と安全に貢献する女性の役割は評価されていました。しかし、一九九一年、金學順氏が日本軍「慰安婦」の被害を証言したことによって、戦時性暴力が女性の尊厳を侵害する行為であるということが

認められました。それまで、依然として日本軍「慰安婦」被害を個人の責任や恥すべき過去として偏見が持たれていました。彼女の証言は、そのような韓国社会にも変化をもたらしました。また、他の国も被害者が被害を告白するきっかけとなりました。

二五NAP)の策定が求められています。一三三二五NAP策定の準備を進めている今、日本にとって、自らの過去に脅かされることなく、若い世代が国際的な視点に立つ正しい歴史観を学んで成長できるようにこの機会を上手に活用していくことが大切であると述べられました。

次に、韓国挺対協常任理事の伊美香氏から、これまで活動の中で関わってきた日本軍「慰安婦」問題解決の運動へと展開されていました。日本軍「慰安婦」問題解決のための運動が、世界中の戦時性暴力問題解決のための運動へと展開されていました。伊氏は、金學順氏が公開証言をした八月十四日をメモリアル・デーとし、記者が語られました。

初期の水曜デモでは、ハルモニ(韓国女性が変革の主体へと変化していった様子が語られました。歴史のねつ造を許さない!ハ・一四日本軍「慰安婦」メモリアル・デーを国連記念日に!!のデモは八月一四日、記念日の運営が、世界中の戦時性暴力問題解決のための運動へと展開されていました。伊氏は、金學順氏が公開証言をした八月十四日をメモリアル・デーとし、記者が語られました。

次に、岡真理氏(京都大学教員)は、記念日とは何かということについて改めて問題提起されました。二〇〇一年九月一日の出来事、いわゆる(九・一)は、自ら顔を出し、障害者に等しく貢献し、最終的に、少していることについて指摘されました。今後も日本政府に対して被害者への謝罪、被害者への保障、社会への教育を求めるためにこのように重要な要素は、「参加」です。女性が意思決定のあらゆるレベルに等しく貢献し、最終的に、少していることについて指

められた。ハルモニたちは、自ら顔を出し、障害者に等しく貢献し、最終的に、少していることについて指

められた。ハルモニ

參議院議員選挙立候補者アンケート

日本軍性暴力被害者問題について

私たちはいまだ解決されていない戦後処理問題があると考えるものです。その一つには日本軍性暴力被害者問題があり、国際社会から非難されました。国際機関や米国下院をはじめ、オランダ・カナダ・EU・韓国・台湾議会、韓国の地方議会、また日本国内でも宝塚市議会以下、多くの地方議会が日本政府に解決を求める決議を採択してきました。

被害者問題の解決の促進に関する法律案》が参議院に提出され続けてきましたが、民主党政権になつてからは提出されず、現在に至っているのは残念であります。あなた様は、この問題についてどのようにお考えになり、行動なさいますか

償すべきである。
口、すでに提出された「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」の成立に努める。

ハ、この法案の成立に協力しない
二、新たな法案作成に努力し発議者になる。
Ⅱ、女性への暴力、とくに性暴力について
1、現行売春防止法第五条は事実上女性のみを処罰の対象

としています。法律作成のもとに成了った初期の売春対策審議会では女性委員が中心となつて、米国ニューヨーク州刑法の男女両罰を主張しましたが容れられずに終わりました。

た。今やスウェーデンでは売買春関係においては買春男性のみが処罰の対象になっています。日本の法制では男女平等の考え方からみて不公平とお考えになりませんか

の 人 権 確 立 を め ざ す 法 律 を 作 り た い と 願 う も の で す 。 す
で に 請 愿 運 動 を 始 め て い ま す 。 ご 協 力 い た だ け ま す か
イ 、 新 た な 法 律 作 成 に 努 力 し 、 発 議 者 に な る

3、政府・法制審議会は刑法改正を検討し、一部改正されましたが、私たちは性に関する項目の改正を求めるものです。

保護事業との関係でどうあるべきとお考えになりますか。イ、『強姦』は親告罪になっています。『輪姦』の親告罪は壳春防止法施行後はずされました。『強姦』は殺人に

次ぐ人権侵害とどちら、告訴を待たず犯罪摘発がなされ
る必要があるとお考えになりませんか。

つた場合は処罰されません。性的合意の年齢が一三歳未満では低すぎるをお考えになりませんか。
ハ、現行法では「近親姦」の規定がありましたが、児童施設や婦人保護施設の利用者には被害者がかなり存在します。処罰規定が必要とお考えになりませんか。

二〇一三年七月の参議院議員選挙を前に昨年一二月に衆議院議員選挙立候補者を行ったと同じ項目のアンケートを行つた。立候補者一一四名にアンケート用紙配布、回収二件、うち個人の回答は一九名、党としての意見二党（共産党、自民党）など。回収率は投票率と同じように今まで一番低い一八・四%だつた。	※回答者の内訳（敬称略）	順番は五〇音順 共産党（党政策委員会、紙智子、山下よしき）、社民党（伊藤よしき、鴨ももよ、川上やすまさ、木村えい子、ヤマシロ博治、渡辺英明）、自民党（党政務調査会）、生活の党（関根敏伸）、みどりの党（井戸川克隆、つゆき順一、平山誠、まるこ安子）、民主党（岡崎トミ子、ささき博隆、松野信夫、道休誠一郎、みなよし稻生）、無所属（坂口たけひろ）個人・党の意見
Iについてではほとんどの議員・党がイまたは口と答えているが自民党はハ、協力しないと答えている。 II・1不公平であると考えるがほとんどであった。 II・2についてイ、発議者になる一一名賛同者になる一〇名（重複あり）未回答三名	Iについてではほとんどの議員・党がイまたは口と答えているが自民党はハ、協力しないと答えている。 II・1不公平であると考えるがほとんどであった。 II・2についてイ、発議者になる一一名賛同者になる一〇名（重複あり）未回答二。	Iについてではほとんどの議員・党がイまたは口と答えているが自民党はハ、協力しないと答えている。 II・1不公平であると考えるがほとんどであった。 II・2についてイ、発議者になる一一名賛同者になる一〇名（重複あり）未回答二。
3・イ 告訴を待たずに犯罪摘発をする必要がある 一六名 未回答一、その他三名	3・イ 告訴を待たずに犯 罪摘発をする必要がある 法務省の検討を踏まえて見 ・強かんは深刻な人権侵害 法務省の検討を踏まえて見 直すべき（民主・岡崎） ・被害者の心情への配慮が 必要であり、専門家による 慎重な検討が必要（民主 道休）他	3・イ 告訴を待たずに犯 罪摘発をする必要がある 法務省の検討を踏まえて見 ・強かんは深刻な人権侵害 法務省の検討を踏まえて見 直すべき（民主・岡崎） ・被害者の心情への配慮が 必要であり、専門家による 慎重な検討が必要（民主 道休）他
口、一三歳未満では低すぎ る	口、一三歳未満では低すぎ る	口、一三歳未満では低すぎ る

米国務省 2013 年人身売買報告書 (抜粋) 日本に関する報告書 2013. 6

日本（第2階層） 日本は、強制労働および性目的の人身売買の被害者である。男女、および性目的の人身売買の被害者である子どもの目的である。中国、インドネシア、フィリピン、ベトナム、ボーランドおよびその他のアジア諸国からの移住労働者は男女共に時として、日本において強制労働の被害者になることがある。東アジア、東南アジア、南米、また過去にはロシアおよび中米から雇用あるいは偽装結婚のために日本にやって来た女性や子どもの中には、到着後すぐに売春を強要される者もいた。日本人、特に十代の少女や、外国人で生まれ、後に日本国籍を得した日本国民の子どももまた、性目的の人身売買の被害者となつた。また人身売買業者は、強制売春を目的に外国人女性を日本へ容易に入国させるために、こうした外国人女性と日本人男性との偽装結婚を引き続き利用した。日本の組織犯罪団体（ヤクザ）が、直接的にも間接的にも、日本における人身売買の一部に関与している。強制売春の被害者は契約開始時点で借金を負っている場合があり、ほとんどの被害者はさらに、生活費、医療費、その他の必要経費を雇用主に支払うよう要求され、容易に債務奴隸とされる状態に置かれた。「援助交際」という現象が、日本人の子どもに対する児童買春を引き続き助長している。NGOは、巧妙かつ組織的なネットワークが、弱い立場にある日本人の女性や少女を標的的に、偽りの親近感を生み出して、こうした女性や少女を売春に誘いこむと報告する。日本は、人身売買

書 報告書 2013.6 年人報告書）に関する年報（米国務省日本（抜粋）

訴追 二〇〇四年に改正された日本の刑法は「人身売買」を禁止するのみで、国際的な基準に適合しない過度に狭い定義となっている。刑法第二二六条および二二七条、ならびに売春防止法などの、こうした法律は、一年から一〇年の徴役刑という刑罰を規定している。これは十分に厳格であり、強姦罪のような他の重罪に対する規定されている刑罰とおおむね同等である。人身売買罪規定法に基づく訴追または有罪判決の報告は政府からなかった。二〇一二年に政府は、人身売買に関連する犯罪を四四件検査したと報告した。

警察 警察庁、法務省、入国管理局および検察庁は、各都道府県の警察本部および地方の警察署の上級捜査官および警察官、検察官、裁判官および入国管理局を対象に、人身売買被害者の認知および人身売買事案の検査についての人身売買対策研修を引き続き実施した。

保護 日本国政府は、過度に狭い人身売買の定義による制約を受け、被害者を保護する取り組みについては従来通りの最低限を維持した。TTIPで借金による束縛、パートの取り上げ、および拘束が行われていたことを示す十分な証拠があるにもかかわらず、政府は同制度における強制労働の被害者を一人も認知していない。二〇一二年に認知された性目的の人身売買は、政府所への一般的な資金提供を継続した。婦人相談所は、配偶者による暴力を受けた日本人被害者を保護しているが、十七人の外国人の人身売買被害者にも保護支援サービスを提供した。婦人相談所で保護

されている日本人被害者は、医療費が全額支給され、精神的ケアも受けているが、外国人被害者の場合は医療費の一部を受け取るのみである。

日本には男性被害者専用のシェルターも、明確に男性被害者向けといえる保護手段もない。政府が出資する日本司法支援センター（法テラス）は、刑事および民事のいずれの訴訟でも、困窮した犯罪被害者に無料で法的支援を提供したが、このようなサービスの利用を申請した人身売買被害者の有無については不明だった。

防止 日本国政府は、本報告書の対象期間中、ささやかではあるが、人身売買を防止する努力を示した。政府は東南アジアの数カ国との間で人身売買防止に関する覚書の交渉を行った。その結果、日本における日本人およびタイ人の人身売買犯の逮捕につながったタイとの協力を含め、協力関係が強化された。警察庁および入国管理局は、多言語対応の緊急時連絡体制に関する情報を更新し、ホットラインの電話番号を掲載した資料を各地の入国管理事務所および人身売買被害者の送出国政府に配布するとともに、人身売買に対する意識向上のため、オンライン・キャンペークンを実施し、人身売買犯罪の逮捕状況について公表した。外務省は、既存の領事研修に、人身売買カリキュラムを追加した。オブザーバーは、こうした取り組みにより、むしろ、制度を回避するためのプロトコールの層がもうひとつ増えたと報告した。日本は、児童買春ツアーや需要の源泉となっている。児童買春ツアーや潜在的な犯罪者に対する政府による捜査や訴追はなかつた。日本は、国連で二〇〇〇年に採択された人身売買議定書を締結していない唯一のG8参 加国である。

売買春問題ととりくむ会ニュース

発行所 売買春問題ととりくむ会
〒169-0073 東京都新宿区百人町2-23-5
矯風会館3F
TEL/FAX (03)5386-4041
E-mail torikumukai@yahoo.co.jp
振替 00170-9-31099
創刊 1973年2月1日

九月二七日未明、安倍首相はニューヨークの国連総会で演説し、「憤激すべきは、二一世紀の今なお、武力紛争のもと、女性に対する性的暴力がやまない現実だ」と述べた上で、「犯罪を予防し、不幸にも被害を受けた人たちを、物心両面で支えるため、努力を惜しまない」決意を表明しました。しかし、報道によると、これは欧米各国と共に女性の人权問題に積極的に取り組む姿勢を強く訴えることで、「慰安婦」問題に伴う日本のイメージ低下を防ぐねらいがあるとされていました。このようなことで日本軍「慰安婦」問題への責任を回避することはできないことを明確にするため、日本軍「慰安婦」問題解決全国行動は本日付で緊急声明を発表しました。

安倍首相と日本政府は責任回避の言動を繰り返すのではなく日本軍「慰安婦」問題への責任を直視し履行せよ

緊急声明

安倍首相は本日未明（二 ヨーク現地時間九月二 六日）、国連総会で演説し、「憤激すべきは、二一世紀の今なお、武力紛争のもと、女性に対する性的暴力がやまない現実だ」と述べた上で、「犯罪を予防し、不幸にも被害を受けた人たちを、物心両面で支えるため、努力を惜しまない」決意を表明、女性の権利を守る国際的な取り組みを支援していく考えを示した。報道によると、演説の半分を「女性の人権重視」にあてた安倍首相の今回の演説は、歐米各国と共に女性の人権問題に積極的に取り組む姿勢を強く訴えることで、「慰安婦」問題に伴う日本のイメージ低下を防ぐねらいがあるという。

日本政府が女性の権利を守ることを歓迎すべきことである。しかし、そのことをもって日本軍「慰安婦」

被害者に対する加害責任を免れたり、ほんの少しでも薄めたりすることはできな「憤激すべきは、二一世紀の今なお、武力紛争のもと、女性に対する性的暴力がやまない現実だ」と述べた上で、「犯罪を予防し、不幸にも被害を受けた人たちを、物心両面で支えるため、努力を惜しまない」決意を表明、女性の権利を守る国際的な取り組みを支援していく考えを示した。報道によると、演説の半分を「女性の人権重視」にあてた安倍首相の今回の演説は、歐米各国と共に女性の人権問題に積極的に取り組む姿勢を強く訴えることで、「慰安婦」問題に伴う日本のイメージ低下を防ぐねらいがあるとい

う。本政府に国家責任の履行を求めてきた被害者と私たち市民は、今も世界各地の武力紛争下で女性に対して加えられている性暴力を、日本に謝罪と賠償を勝ち取ることが、現在も武力紛争下で続く性暴力への不処罰の連鎖を断ち切り、引いては

本軍「慰安婦」問題と同一線上にあるものと考えてきました。それゆえかつて日本軍の性暴力を受けた女性たちに謝罪と賠償を勝ち取ることが、現在も武力紛争下で続く性暴力への不処罰の連鎖を断ち切り、引いては

本軍「慰安婦」問題と同一線上にあるものと考えてきました。それゆえかつて日本軍の性暴力を受けた女性たちに謝罪と賠償を勝ち取ることが、現在も武力紛争下で続く性暴力への不処罰の連鎖を断ち切り、引いては

本軍「慰安婦」問題と同一線上にあるものと考えてきました。それゆえかつて日本軍の性暴力を受けた女性たちに謝罪と賠償を勝ち取ることが、現在も武力紛争下で続く性暴力への不処罰の連鎖を断ち切り、引いては

本軍「慰安婦」問題と同一線上にあるものと考えてきました。それゆえかつて日本軍の性暴力を受けた女性たちに謝罪と賠償を勝ち取ることが、現在も武力紛争下で続く性暴力への不処罰の連鎖を断ち切り、引いては

本軍「慰安婦」問題と同一

売買春問題とニュース

発行所 売買春問題とりくむ会
〒 169-0073 東京都新宿区百人町 2-23-5
矯風会館 3 F
TEL / FAX (03) 5386-4041
E-mail torikumukai@yahoo.co.jp
振替 00170-9-31099
創刊 1973年2月1日

歴史学研究会・日本史研究会 合同シンポジウム

「慰安婦」問題を／から考える —軍事性暴力の世界史と日常世界—

二〇一三年一二月一五日、明治大学で標記のシンポジウムが開催された。私は報告者の一人としてこのシンポジウムに参加したので、その内容をここに紹介したい。

シンポジウムは第一部と第二部に分かれ、第一部ではまず主催者側の歴史学研究会からシンポジウムの主旨が説明されたあと、三つの報告（小野沢あかね「芸妓・娼妓・酌婦から見た戦時体制——日本人『慰安婦』問題とは何か——」、藤永壮「『慰安婦』問題が映し出す現代日本の『朝鮮』認識、金貴玉「朝鮮戦争時の韓国軍慰安婦問題から日本植民地主義を考える」と二つのコメント（富水智津子、西野瑞美子）が行なわれた。第一部では、パネルディスカッションが行われた。そして会場には一五〇人ほどの聴衆の参加がみられた。

第一部での趣旨説明・問題提起によれば、このシンポジウム開催の意図は、次のようなものである。日本軍「慰安婦」問題は、過去の犯罪としてのみとらえられない時間的・空間的・社

会的広がりを持つている。そして、特に①世界史的視点から日本軍「慰安婦」問題を論じること、②日本軍集約的・極限的に表れた問題であること、などを重視する必要があることが指摘された。そして例えば、性産業で働く女性たちは、「自己選択」による職業決定であり、性産業の現場で様々の人権侵害が起つても、それは当事者女性の「自己責任」の結果であるなどとみなす現代日本社会の認識も根本的に変革していくかなれば、日本軍「慰安婦」問題に関する認識は深まつていかないのではないかとの問題提起もなされた。

順さんのカミングアウトをはじめとする「慰安婦」問題の提起に対して、日韓条約により法的には解決済みとの立場をとりながらも、「慰安婦」被害者の苦痛を救済し、日本国民の謝罪と反省の気持ちを被害者へ伝えるような何らかの措置を考えることの重要性、近代史教育の充実や、日韓の様々な交流の活発化的重要性などを指摘していた。ところが、「あおつた」のは朝鮮野談話は裏付けのないものであり、「慰安婦」問題を「あおつた」のは朝鮮主主義人民共和国に迎合してきた人々だなどといった主張を繰り返すようになつた。そして、橋下大阪市長のように、日本だけがやつてきいたことではない、強制を示す資料はないなどの主張を紙面で繰り返した。一方、近年では読売新聞にかぎらず、「慰安婦」問題にかこつけて、戦前の「不逞鮮人」観を継承する主張もみられる。たとえば、関東大震災時の朝鮮人大屠殺すら、「正当防衛」として正当化する著作（工藤美代子『関東大震災——朝鮮人虐殺』の真実』、産経新聞出版、二〇〇九年）も出てきている。

では、米軍政と李承晚政権下で親日派が権力を握るにつれ、戦前の日本の軍隊文化化と制度を踏襲するようになつた。韓国陸軍本部の厚生監室と「慰安婦」の設置運営に責任があるとみられるが、この部署の軍人たちは学徒動員経験者や日本の陸軍士官学校卒業後に満州等で軍人として勤務していたなど、日本軍との関連が深い。ところでも、日本軍「慰安婦」被害を否定したがる日本の右翼の中には、韓国軍も「慰安婦」制度を持つていたのだから、問題は逆で、韓国軍「慰安婦」存在を認める以降、日本軍「慰安婦」の存在を認めざるを得ないはずである。というのは、みづからである。言葉をかえれば、未精算の植民地主義の1つとして韓国軍「慰安隊」は朝鮮戦争期に存在していたのであり、だから、日本は韓国軍「慰安婦」制度にも間接的に責任があると言わなければならない。

した。したがって、一九九〇年代に、被害者の視点に立った「女性の人権」が登場したことは画期的である。西野瑠美子さんは、「吉民運動と歴史研究の視点も立ら」と題し、長年にわたって「慰安婦」問題解決運動の中心を担ってきた立場から、歴史研究者たちに対しても多岐にわたる論点を提示した。それらの論点は、「『強制連行を直接示す記述は見当たらなかつた』とともに二〇〇七年閣議決定をどう読むか」「2.『慰安所等業婦等募集二閑スル件』（九三八年三月四日／副官牒）をどう読むか」「3.『日本軍と業者の関係性がありまいにされようとしていつく状況における歴史研究の課題』」「4.日本人『慰安婦』の研究課題」「5.なぜ『性奴隸』を否定するのか」など、朝鮮人女性の連行状況」「河野談話の元になった『韓国人被害者一六名の証言批判』への疑問」「8.朝鮮半島争下の慰安所制度研究について」などだった。このうち、西野さんは、1.については、「日本政府による調査が強制連行を示す資料を冒頭で示しつけていることを強調して、2.については、「慰安婦被害を否定したがる人々がこの資料を『強制連行を行なつておられる』ことを主張する」として、3.については、「和解のために」出版した朴裕河氏が近年「慰安婦」微集の責任は口本軍ではなく業者にあり、「慰安婦」は売春婦であるなどを論じていることを問題視して批判した。また、7.については、「河野談話」に際して行な

られた、韓国人被害者に対する聞き取りが、近年、西岡力氏らによって攻撃の対象、誹謗中傷の対象となっており、「河野談話」否定の策動が活発化していることに注意を喚起された。

第二部のパネルディスカッションについて記す紙幅がなくなってしまったので、最後に感想を述べて終わりにしたい。日本軍「慰安婦」問題の解決運動は、幅広い人々の献身的な努力によつてすすめられてきたが、そのなかで、個々の歴史研究者も重要な役割を果たしてきた。吉見義明氏や林博史氏はじめとする軍事史・戦争史研究者、植民地史・女性史研究者たちなど、この問題に取り組んできた歴史研究者たちの果たしてきた役割は大きい。しかし、歴史学界全体としてはこれまで「慰安婦」問題への対応はかなり冷淡であったと言つてよいことができる。そのようないなか、今回のシンポジウムでは、冒頭の趣旨説明をはじめ全体を通じて、すべての歴史研究者が「慰安婦」問題を他人事でなくとらえ、各自の持ち場から検討していく必要性、「慰安婦」問題「から」考えることで、自身の専門領域を再考することにつなげていくべきだとの主催者側からの呼びかけがあった。こうした歴史学界の対応の変化が、危機的状況にある「慰安婦」問題解決運動の進展に少しづつでも手助けになつていくことを期待しつつ、私自身も、近年運動にかかるようになつた歴史研究者として、運動の進展のために何ができるかを問い合わせ模索し続けなければと考えたシンポジウムだった。

大阪で見、聞き、肌で感じたこと

二月二一日、二二日の一
二日間の都内婦人保護施設
の一〇名の職員が大阪での
研修に参加した。婦人保護
施設に務めるソーシャルワ
ーカーとしてよく見て、聞
いて、肌に感じることを通して
必要な資質を高めること
ができる研修として、児童
女性連絡会の助成金を得
て企画した。あいりん地区、
大阪府女性自立支援センター
、救護施設三徳寮などの
見学を行ったがここで性
暴力救援センターSACH
ICO、飛田遊郭を中心と
参加者の感想等を交えて述
べたい。

S A C H I C O を立ち上げた代表の加藤医師が直接お話をしてくれた。S A C H I C O は、病院拠点型のレイピュクライシスセンターレイとして日本で初めて急性期の性暴力被害者に対応する総合的支援を行ってきた。大阪府松原市の阪南中央病院内にあり、訪れた被害者のプライバシーの保護、その心身に配慮した診察と検査、法医学的証拠の採取や保存など、専門スタッフが二四時間体制で性暴力被害者への対応を行つている。

ホットラインで必要なことを聞き取り、対面で相談を受けている。センターに入る時にはプライバシーの保護を徹底しており、センター入口はわからぬようになっていて、入るための体制がセンターに入るための体制が整えられている。まず通されるのは支援員が話を聞く

性靈力戒錄卷之六

SACRED

ための面談室。リビングの
ようなリラックスできる空
間にになっている。被害直後
に起こりやすい反応や回復
についてなどが書かれたパ
ンフレットとSACHIC
Oが行える支援の内容が書
かれたパンフレットが用意
されており、体と心のケア
について一緒に考えること
ができることが語りたくな
い人にパンフレットを見な
がら説明し困惑を整理でき
るよう心掛けられている。
医師の記入するカルテは被
害別に分かれしており、レイ
ブ、性虐待、DVなど、そ
の被害状況に応じて必要な
ことを書き込めるようにな
っている。診察室にはフロ
ットなタイプの内診台を設
置しており、自分で足を開
くことに抵抗がある被害者
の心の傷にも配慮した診察
が行われており、一時間程
かけて丁寧な診察を行って
いる。感染症の検査、妊娠
反応、緊急避妊薬の処方だ
けでなく、加害者の精液の
証拠採取、拡大鏡を用いて
奥にはトイレとシャワー室
も設置されており、薬物強
要をされた場合の検尿、衣
類についた体毛も証拠とし
て残せるよう整えられてい
る。センター内には、証拠
物を保管できるよう設置し
ている大型冷蔵庫は、警察
に通報しない選択をした場
合にも証拠の保存をするこ
とができるようになつてい
る。被害者が回復するため
のケアとして、カウンセリ
ングを受けやすいようにな
っている。

災で
たが
がえ
防止
じた
伝統
並街

院内において独自の空頭で、常に一ヶ所のレイブクリニクスセンターを設置する。S A C H I C O は、院内において公的な助成金で運営ができるよう、その運営を垣根なく対応できる体制も整つてある。しかし公的な助成金で運営ができるため、S A C H I C O の運営は寄付に頼らざり不得ず、ボランティア支援員がその運営を垣根なく対応できる現状がある。S A C H I C O が構築したこの総合的に支援する仕組みをモデルとして全国的展開を図ることで、国が積極的に整え、公金での運営ができるよう望まれる。

は、飛田遊
が何軒も連
が何本もある
開け放し
が当たられ
る。下着の交
に客との交
が多い女性
が何本もあり
り年配の女
事をし、男
するという
が歩きなが
われている
なる店の前
や、学生の
が歩きなが
つて、往復
の女性を品
この現実は、
女性が商品
の女性を品
な扱い。男
歩き、女性
現実があつ
ないと感じ
い。子ども
と答えたら
と高層マン
え立つてい
見て見ぬふ
親子も多くは
までもはつ
れ、改めて
ろうか。考

～ 修業支援に付

設事業

児童
は必ず
の観点
もなれ

円を
学校
われ
せん
何度
取り

「『契約は無効』とも言つた。その後日芸能プロ
トラーブに知らせる」人物に呼び出され、
でかかつたお支払つてもらひ、契約書に
しかしそれは撮影もあるし、事実上の監禁
されただ。その際、それでも裸になら
ざないといわんしなければ、いままで強行さ
れていたことでも裸にならざるにできる
と、だんだんとAさんが「脱
」というと、力芸能界ではあ
とされ、そのメラマンとス
に閉まれての最初は着衣の
。写真だけ撮
で、身分証明
とられ、その断わつて、い
まりにもしつけられた。よ
うにかけられ、学の帰りの駅
決して特定さ
する条件で承
例である。

自己が弁護

その場面でAVに出演しないで済む。しかし、もうそれ以上は有名美人マゾンやエロティックな演技をするのが、社会に知られるので絶対に譲れない。それで、撮影などに装われる方勵派遣性の「公衆羞恥」の責任を問うたまま、いつまでも似たような行為を繰り返すのである。

され被告訴者に監察の暴力的な現

ーポン券を提供したり、被

たれている。今回の研修では夜の飛田を歩くことができ、まさに「営業中」の外見を見、二度と見ない。

性が商品化されていいのかと思えた。性の商品化に言及しない男性と、この街から出ていったら良くて

ボルノ被害の現状報告

が少ない女性たちも、マニアの性的な欲求を満たすために食い物にされている

つたから無効にしてあげる」と言われ、芸能事務所に呼び出された。しかしそこで羽交い、殴りこぼれノイズ